

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日田市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県日田市長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与するため、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行う。 日田市では、認定こども園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を実施する。 日田市は、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 支給認定の申請の受理及び審査に関する事務 ② 保育の必要性に関する事項等の届出及び受理に関する事務 ③ 支給認定の変更申請の受理及び審査に関する事務 ④ 支給認定の職権による変更に係る審査に関する事務 ⑤ 支給認定の取消しに係る審査に関する事務 ⑥ 支給認定証再交付申請の受理に関する事務
③システムの名称	1. 総合福祉WEL+ 2. 団体内統合利用番号連携サーバ 3. 中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

(1) 子ども・子育て支援情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 127の項
--------	---------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 【提供の根拠】 提供は行わない

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健部こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務企画部総務課3日以内窓口 〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号 TEL: 0973-22-8233 mail: koukai@city.hita.lg.jp
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	福祉保健部こども未来課 〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号 TEL:0973-22-8292 mail:kodomo@city.hita.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------------------------	------------------	--

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	------------------	--

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--	------------------	--

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[○]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

☐提供・移転しない

不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	-----------	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[]接続しない(入手)

[○] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	-----	---

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いについては、情報連携の照会事務やシステム入力の際、マイナンバーと基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)の確認を徹底している。また、本人情報が記載された申請書の保管や廃棄については複数人での確認を行い、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	番号連携サーバー等のシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を行っている。また、毎月複数人で前月分の照会履歴をチェックし、必要以上の閲覧がないか、目的外の照会を行っていないか等、確認を徹底している。	

変更箇所

[illegible]